

平成八年(四)第二六六号

平成九年九月一八日

被 原
告 告
國 ほか五二名
訟

被 告
指 定 代 理 人

久留島群

山崎裕

竹村

東京法

清野正

佐藤陽比

大泉淳

田辺康

竹森祥

東京地方裁判所民事第二部合議係

御



被告は、原告らの一九九七年（平成九年）六月一二日付け準備書面（原告第一）における求釈明に対し、次のとおり主張する。略称等については、従前の例による。

なお、被告は、他に主張の予定はない。

一 求釈明1について

「公職選挙法が、一九九六年一〇月二〇日現在、在外邦人に国政選挙における選挙権を行使させない規定を設けていた」ことはなく、求釈明1は、その前提において失当である。

なお、在外邦人が我が国の国政選挙において事実上選挙権行使することが困難となる理由については、平成九年六月一二日付け被告準備書面(一)の第二の二で述べたとおりであって、「公職選挙法が、一九九六年

東京法務局

一〇月二〇日現在、在外邦人に国政選挙における選挙権行使させない規定を設けていたことによるのではない。

二 求釈明2について

政府は、在外選挙人名簿の登録制度及び在外投票制度を創設するため、平成九年六月一〇日、「公職選挙法の一部を改正する法律案」（乙第一号証）を第一四〇回国会に提出し、同法案は、継続審議とされた。